

令和 4 年 7 月 1 日

○規則

小田原市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 2 号

小田原市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

(小田原市市税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 小田原市市税条例施行規則(昭和 5 0 年小田原市規則第 3 6 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(帳票等の様式)

第 8 条 条例及びこの規則の施行上必要な帳票等の様式は、地方税法施行規則(昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号)に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 納税証明書 様式第 5 号
- (2) 軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用) 様式第 6 号
- (3) 原動機付自転車標識 様式第 7 号
- (4) 小型特殊自動車標識 様式第 8 号
- (5) 原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書 様式第 9 号
- (6) 原動機付自転車試乗標識 様式第 1 0 号

2 前項に定めるもののほか、必要な帳票等の様式(条例第 1 9 条第 1 項並びに第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の申出書並びに条例第 2 2 条の固定資産に関する地籍図、土地使用図、家屋見取図その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式を含む。)は、別に定める。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第8条関係）

納税証明書

納税義務者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	

賦課（事業）年度	税目	納付すべき税額	納付済税額	未納税額	未納税額のうち 納期未到来税額	備考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

小田原市長

印

様式第6号から様式第43号までを削り、様式第44号を様式第6号とし、様式第45号を様式第7号とし、様式第46号を様式第8号とし、様式第47号を削り、様式第48号を様式第9号とし、様式第49号を削り、様式第50号を様式第10号とし、様式第51号から様式第69号までを削る。

(小田原市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第2条 小田原市国民健康保険条例施行規則（昭和34年小田原市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条中「次のとおりとする」を「別に定める」に改め、同条各号を削る。

様式第1号から様式第31号までを削る。

(小田原市介護保険条例施行規則の一部改正)

第3条 小田原市介護保険条例施行規則（平成12年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条中「介護保険居宅介護サービス費等支給申請書（様式第1号）（特定入所者介護サービス費若しくは特例特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費若しくは特例特定入所者介護予防サービス費の支給を受けようとするときにあつては介護保険特定入所者介護サービス費支給申請書（様式第2号））」を「申請書」に改める。

第15条の2第2項中「様式第3号」を「様式第1号」に改める。

第16条を次のように改める。

(帳票等の様式)

第16条 法令、条例及びこの規則の施行上必要な帳票等の様式は、法令に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

(1) 介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）（様式第2号）

(2) 介護保険受給資格証明書（様式第3号）

(3) 介護保険利用者負担額減額・免除認定証（様式第4号）

(4) 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）（様式第5号）

2 前項に定めるもののほか、必要な帳票等の様式は、別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とし、様式第4号から様式第13号までを削り、様式第14号を様式第2号とし、様式第15号を様式第3

号とし、様式第16号から様式第28号までを削り、様式第29号を様式第4号とし、様式第30号から様式第32号までを削り、様式第33号を様式第5号とし、様式第34号から様式第46号までを削る。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第4条 生活保護法施行細則（平成14年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（様式第1号）」、「（様式第1号の2）」及び「（様式第2号）」を削り、同条第2項第1号中「（様式第3号）」を削り、同項第2号中「（様式第4号）」を削り、同項第3号中「（様式第5号）」を削り、同項第4号中「（様式第6号）」を削り、同項第5号中「（様式第8号）」を削り、同項第6号中「（様式第9号）」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 面接記録票

第3条第1項第2号中「（様式第11号）」を削り、同項第3号中「（様式第12号）」を削り、同項第4号中「（様式第13号）」を削り、同項第5号中「（様式第14号）」を削り、同条第2項第1号中「（様式第15号）」を削り、同項第2号中「（様式第16号）」を削り、同項第3号中「（様式第17号）」を削り、同項第4号中「（様式第18号）」を削り、同項第5号中「（様式第19号）」を削る。

第4条第1項中「（様式第20号）」及び「（様式第21号）」を削り、同条第2項中「（様式第21号の2）」を削り、同条第3項中「（様式第21号の3）」を削り、同条第4項中「（様式第21号の4）」を削る。

第5条第2項中「（様式第22号）」を削る。

第6条ただし書中「生活保護法第27条第1項に基づく指導指示書（様式第22号の2）」を「指導指示書」に改める。

第7条中「（様式第23号）」を削る。

第8条中「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（様式第24号）」を「調査依頼書」に改める。

第9条を次のように改める。

(扶養照会書等)

第9条 福祉事務所長は、要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行に係る照会

をするとき、扶養照会書により行うものとする。

2 要保護者の扶養義務者は、前項の照会に対する回答をするとき、扶養届により行うものとする。

第10条中「(様式第26号)」を削る。

第11条中「(様式第26号の2)」を削る。

第12条第1項中「(様式第26号の3)」を削る。

第13条第1項中「費用返還決定通知書(様式第27号)とし、法」を「返還金決定通知書とし、法第77条の2及び」に、「費用徴収決定通知書(様式第28号)」を「徴収金決定通知書」に改め、同条第2項中「(様式第29号)」を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(帳票等の様式)

第14条 法令及びこの規則の施行上必要な帳票等の様式は、別に定める。

様式第1号から様式第29号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。